



# 鳥取県公報

平成 25 年 7 月 19 日 (金)  
第 8 5 1 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	開発行為に関する工事の完了 (557) (西部総合事務所生活環境局) . . . . .	2
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) . . . . .	2
	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . .	3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) . . . . .	5
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . .	7

# 告 示

## 鳥取県告示第557号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年7月19日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成25年2月4日 鳥取県指令第201200168247号  
平成25年5月21日 鳥取県指令第201300034479号
- 2 開発区域（第2工区）に含まれる地域の名称  
境港市高松町字月見浜
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市末広町261  
ビーイング有限公司 代表取締役 長谷川 義明

# 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成25年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成25年10月17日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	平成25年10月17日（木）	午前11時30分から

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第29会議室、第32会議室及び第34会議室

## 3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）
- (4) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

## 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

## 5 受験手続

### (1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本工業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

### (2) 受付期間

平成25年8月5日（月）から同月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、平成25年8月30日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

### (3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部生活環境事務所（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

## 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

## 7 合格者の発表

(1) 発表日 平成25年10月28日（月）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

## 8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

---

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 7 月19日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
  - (1) 空港保安警備業務 1 級及び 2 級
  - (2) 施設警備業務 1 級及び 2 級
  - (3) 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級
  - (4) 貴重品運搬警備業務 1 級及び 2 級
- 2 実施日時  
平成25年 9 月 3 日 (火) 午前 9 時から正午まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室
- 4 審査の方法  
審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査の対象者  
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第 7 条第 2 項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
  - (1) 空港保安警備業務 (1 級)  
検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 1 項に規定する検定 (以下「旧検定」という。) の空港保安警備業務に係る 1 級に合格した者
  - (2) 施設警備業務 (1 級)  
旧検定の常駐警備業務に係る 1 級に合格した者
  - (3) 交通誘導警備業務 (1 級)  
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級に合格した者
  - (4) 貴重品運搬警備業務 (1 級)  
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級に合格した者
  - (5) 空港保安警備業務 (2 級)  
旧検定の空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
  - (6) 施設警備業務 (2 級)  
旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
  - (7) 交通誘導警備業務 (2 級)  
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
  - (8) 貴重品運搬警備業務 (2 級)  
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間  
平成25年 8 月 5 日 (月) から同月 9 日 (金) までの日の午前 8 時30分から午後 5 時まで
- 7 審査申請書の提出先  
次の警察署に提出すること (持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。 ) 。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

## 8 審査申請書の提出部数等

審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 葉
- (2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面

## 9 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 10 その他

- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 7 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

可搬型モニタリングポスト 7 局

- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成 25 年 12 月 27 日（金）

- (4) 納入場所

入札説明書による。

- (5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その資格区分が電気通信機器類の電気通信機器又は医療・理化学機器類の計測機器であること。

なお、当該資格区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参

加資格の審査を求める申請書類を平成25年7月25日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年7月19日（金）から同年8月7日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成25年7月19日（金）から同年8月7日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7854

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.jp

#### (2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年7月19日（金）から同年8月5日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/206162.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成25年7月19日（金）から同年8月5日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成25年8月7日（水）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日（火）午後5時とする。）

##### イ 場所

(1)に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により 4 の(1)の場所に平成 25 年 8 月 5 日(月)午後 5 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号)第 17 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

##### (1) 7 set of Portable Monitoring Post

##### (2) August 5, 2013 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

##### (3) August 7, 2013 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(August 6, 2013 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

##### (4) Contact point for the notice : Nuclear Power Safety Division, Tottori Prefectural Government

1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL : 0857-26-7854

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7 月19日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

救命救急病棟用生体情報システム、ベッド等 一式

### (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成25年10月21日（月）正午

### (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

### (5) 入札書の記載方法等

入札書には、(1)に掲げる物品の調達に必要な金額を記載すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、当該資格区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成25年7月25日（木）午後4時まで4の(2)の場所に提出すること。

### (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

### (5) 平成25年7月19日（金）から同年8月29日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (6) 平成25年7月19日（金）から同年8月29日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271（内線2209）



## (2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年7月19日（金）から同年8月2日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

## ア 交付期間及び時間

平成25年7月19日（金）から同年8月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

平成25年8月29日（木）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）

## イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年8月19日（月）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Patient Monitoring System, Beds, etc in Emergency Room, 1 Set

## (2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 19 August, 2013

## (3) Date and Time for the submission of tenders : 11 : 00 AM 29 August, 2013

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM 29 August, 2013

## (4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori

Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209